

林業施設整備等 利子助成事業

こんなとき、借入金の利子を助成します。

「木材の生産・加工・流通体制を改善したい。」「施業集約化のために林地を取得したい。」
「自然災害により被害を受けた事業用資産を復旧し経営を再建したい。」
「資金繰りを円滑にし経営の維持安定を図りたい。」などの林業者等のこうした思いにお応えして、
設備投資などに対する融資の充実を図るのが「林業施設整備等利子助成事業」です。

対象者は次の①～④の要件の**いずれか**を満たす林業者等の皆さんです。
また、対象となる資金・融資機関・利子助成対象額・助成期間・助成率は以下のとおりです。

	①	②	③	④												
対象者	経営管理実施権の設定を受けることができる者として都道府県から公表されている者	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく 林業経営改善計画 又は 合理化計画の認定を受けている者	自然災害により事業用資産が被害を受け、市町村長から被害内容の証明を受けた者	社会的・経済的環境変化により経営状況が悪化し、その影響内容を証明できる者												
対象資金	林業構造改善事業推進資金 補助事業と一体となって、林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	<table border="1"> <tr> <th>農林漁業施設資金</th> <th>森林取得資金</th> <th>相続等に必要資金</th> </tr> <tr> <td>林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金</td> <td>森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金</td> <td>相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金</td> </tr> </table>	農林漁業施設資金	森林取得資金	相続等に必要資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金	相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金	<table border="1"> <tr> <th>農林漁業施設資金</th> <th>林業基盤整備資金</th> <th>農林漁業セーフティネット資金</th> </tr> <tr> <td>林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を復旧するのに必要な資金</td> <td>造林地や林道の復旧に必要な資金</td> <td>林業経営の再建に必要な資金</td> </tr> </table>	農林漁業施設資金	林業基盤整備資金	農林漁業セーフティネット資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を復旧するのに必要な資金	造林地や林道の復旧に必要な資金	林業経営の再建に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金 林業経営の維持安定に必要な資金
農林漁業施設資金	森林取得資金	相続等に必要資金														
林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金	相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金														
農林漁業施設資金	林業基盤整備資金	農林漁業セーフティネット資金														
林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を復旧するのに必要な資金	造林地や林道の復旧に必要な資金	林業経営の再建に必要な資金														
融資機関	(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫 民間金融機関	(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫												
利子助成対象額※	上限3億円	上限3億円 上限5,000万円	上限3億円	上限3億円												
助成期間	最長5年間 (経営管理実施権の設定を受けた者は最長10年間) (ただし、いずれも償還終了時まで)	最長5年間 (ただし、償還終了時まで) 最長10年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)												
助成率	最大2%	最大2%	最大2%	最大2%												

※1 上限額は、同一年度内で、(株)日本政策金融公庫資金は①、②、③及び④を通算して3億円、民間金融機関資金は5,000万円です。
2 貸付限度額は別途定められておりますので、詳しくは(株)日本政策金融公庫にお問い合わせください。

補助事業とセットで賢く利用しましょう。

各種事業と組み合わせればますます有利にご利用できます。

たとえば、1/2の補助がある事業と組み合わせれば、残り1/2のうち80%（上限）を日本政策金融公庫から借り入れたときの利子の助成（最大2%）を受けることができます。

（例）

木材加工施設や
高性能林業機械を
整備する事業

補助率 1/2



林業施設整備等
利子助成事業

利子分の助成
（最大2%）

残り1/2のうち
80%（上限）を
公庫から借り入れ



手続きの流れ



全国木材協同組合連合会では、広く事業実施対象者を募集しています。それぞれの事業について、助成申請から助成金の支払いまでの**手続きの流れは次のようになります。**

林業者等

林業を営む者又は林業と木材産業を併せ営む者

民間金融機関

銀行、信用金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、信用協同組合、農林中央金庫

1 資金の借り入れ

利子助成の対象となる①～④のいずれかに該当する

林業者等 は、(株)日本政策金融公庫又は **民間金融機関** から資金を借り入れます。

2 申請書の提出

林業者等は、都道府県木材協同組合連合会などを經由して、全国木材協同組合連合会(全木協連)に助成の申請をします。

3 助成決定の通知

全木協連は、学識経験者等からなる審査委員会を開催し、申請内容を審査し、助成を決定した場合は林業者等に助成決定の通知をします。

4 事業実施報告書の提出・検査

全木協連は、林業者等からの事業実施報告書の提出を受け、検査等を行います。



5 助成金の請求・支払い

全木協連は、林業者等から提出された(株)日本政策金融公庫や民間金融機関への利息振込の証明書を確認して、助成金を林業者等に支払います。

6 事業遂行状況報告書の提出

林業者等は、毎年度、全木協連に事業の遂行状況報告書を提出していただきます。

● 事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。


全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6階 TEL.03-3580-3215
http://www.zenmokukyo.jp/

林業・木材産業災害復旧対策保証

—新型コロナウイルス感染症対策—

新型コロナウイルス感染症による影響については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)を受けて、令和2年3月10日付けで「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証)
保証限度額	8,000万円 (通常の保証限度額とは別枠で利用できます。)
資金使途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な新たな資金
保証期間	運転資金5年以内(特認7年以内)、設備資金15年以内(返済据置期間2年以内)
返済方法	一括返済/分割返済
保証料の特例	<u>最大で5年間「保証料免除」となります。</u>
貸付利率	金融機関所定の利率 (市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。)
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 電話 03-3294-5585・5586 URL: https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は</p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。